介護老人福祉施設

特別養護老人ホーム輝き運営規程

社会福祉法人

輝き奉仕会

（事業の目的）

第１条　社会福祉法人輝き奉仕会が開設する特別養護老人ホーム輝き（以下「事業所」という。）が行う介護老人福祉施設の事業（以下「事業」という。）は、居宅において生活することが困難な要介護状態にある高齢者に対し、適切な介護老人福祉施設サービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　事業所の介護老人福祉施設従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持と社会的生活の維持を図る。

２　事業の実施に当たっては、関係市町村・地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称及び所在地）

第３条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（１）名　称　特別養護老人ホーム輝き

（２）所在地　広島市南区北大河町３９番１号

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第４条　事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

（１）管理者１名

管理者は，事業所の従業者の管理及び業務の管理を行う。

（２）介護支援専門員２名（常勤兼務２名　介護職と兼務）

（３）生活相談員２名（常勤専従１名　非常勤専従１名）

（４）看護職員５名（常勤兼務５名）

（５）介護職員２８名

（６）栄養士２名（管理栄養士１名）

（７）医師１名（嘱託）

（８）機能訓練指導員５名（看護職員が兼務）

２　職員は全員併設の短期入所生活介護事業所と兼務する。

（介護老人福祉施設の利用定員）

第５条　介護老人福祉施設の利用定員は、５２人とする。

（介護老人福祉施設の内容及び利用料その他の費用の額）

第６条　介護老人福祉施設の内容は入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練とする。サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該指定介護老人福祉施設サービスが法定代理受領サービスであるときは、その一割～三割の額とする。

２　前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。なお、居住費及び食費については、介護保険負担限度額の認定を受けている利用者の場合、その認定証に記載された金額を一日あたりの料金とする。

　一　居住費　多床室　　　８５５円／日

　　　　　　　従来型個室　１，１７１円／日

　二　食費　１，４４７円／日

　三　指定介護老人福祉施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるものについては実費相当額

３　前項の費用及びその他の費用の支払を受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。なお、やむを得ない事情等により当該内容及び費用の変更がある場合にも、同様に同意を得るものとする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第７条　利用者は、サービス利用に当たって、「介護老人福祉施設」利用契約書及び重要事項説明書に定める留意事項に合意し、署名捺印のうえ利用するものとする。

（緊急時等における対応方法）

第８条　介護老人福祉施設従業者は、サービスの実施中に、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに家族に連絡し、主治医又は協力医療機関に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

（非常災害対策）

第９条　事業所は、消防計画等の防災計画に基づき、年２回以上防災訓練を行う。

（その他運営に関する重要事項）

第１０条　事業所は、介護老人福祉施設従業者の質的向上を図るため、次のような研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

（１）採用時研修採用後１ヶ月以内

（２）継続研修年２回

（３）その他の研修

２　従業者は、職務上知りえた個人情報について、第三者への漏洩を防止する。但し重要事項説明書において同意を得た範囲内において使用することがある。

３　事業所は、従業者に対して利用者の人権の擁護、虐待の防止のための研修を実施する。

４　事業所は、サービス提供中に事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

５　サービスの提供に当たって、当該利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。そのため以下の措置を講ずる。

（１）関係職種が参加するケース会議を開き、身体拘束廃止の体制を作る。

（２）身体拘束の必要があると思われる時は随時身体拘束廃止委員会を開催し、身体拘束の必要性（切迫性、非代替性、一時性）について検討する。

（３）身体拘束を行う時は、個別の状況による拘束の必要な理由、拘束の方法、時間帯又は時間、特記すべき心身の状況、拘束の開始及び解除の予定を記載したケアプラン（身体拘束説明書）を作成し、利用者等又はその家族へ説明し同意を得る。

（４）身体拘束廃止委員会において二週間毎又必要に応じ随時状況と必要性の検討を行う。

（４）身体拘束実施中は経過を記録し、随時又は要求に応じて説明する。

（５）解除後には身体拘束の妥当性を検証して記録を残す。

６　この規程に定める事項のほか、事業所の運営に関する重要事項は、社会福祉法人輝き奉仕会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付　則

この規程は、平成１２年４月１日から施行する。

平成１２年１０月１日　改正

平成１２年１１月１日　改正

平成１６年１０月１日　改正

平成１７年　６月１日　改正

平成１７年１０月１日　改正

平成１９年　４月１日　改正

平成２５年１２月１日　改正

平成２７年　８月１日　改正